規約例	解説
第1章 総 則 (目的) ※法第260条の2第2項第1号、第3項第1号 第1条 本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行なうことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 一 回覧板の回覧等区域内の住民相互の連絡 二 美化、清掃等区域内の環境の整備 三 集会施設の維持管理 四 交通安全の維持 五 防災訓練等を通して防災意識の普及啓発 六 夜間パトロール等の防犯活動及び市民消火隊等の防火活動 七 青少年の健全育成 八 その他、目的達成のために必要な事業	目的は、広く地域的な共同活動を行うものであること。 活動内容をできるだけ具体的に定めること。
(名称) ※法第260条の2第3項第2号 第2条 本会は、○○○自治会(町会)と称する。	地方自治法上は、名称についての制限はない。
(区域) ※法第260条の2第2項第2号、同第3項第3号、同第4項 第3条 本会の区域は、大田区○○○○○○から○○○○○までの区域とする。	具体的に記載する。 △△一丁目○番~○番、二丁目○番~○番まで
(主たる事務所) ※法第260条の2第3項第4号、第15項 第4条 本会の主たる事務所は、大田区○○○ △丁目□番×号に置く。	具体的に記載する。 大田区〇〇〇 △丁目□番×号に置く。 ※「代表者の自宅に置く」等でもよい。
(実施機関) 第5条 本会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各部を置き事業を実施する。 一 総務部 二 防犯部 三 交通部 四 福祉部 五 青少年部 六 女性部 七 環境美化部	
第2章 会 員 (会員) ※法第260条の2第2項第3号、第3項第5号 第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。 2 本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員になることができる。	※会員は世帯ではなく個人単位 区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を 会員の資格として定めることはできない。 ※区域外に住所を有する個人(OBで、行事のときにお手伝 いに来てくれる人など)を、賛助会員の規定の中に明記する ことは問題ない。 転居したことにより構成員たる会員の資格はないが、法人 等と同様に賛助会員になれるし、規定を設けることも可能。 規約例のとおり、会員と賛助会員を分けて明記する。
(会費) 第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (入会) ※法第260条の2第3項第5号、第7項 第8条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする	規約上は会長に提出としているが、実際には会長の他に役
者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒 んではならない。	員や班長などに提出してもよい。
(退会) ※法第260条の2第3項第5号 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。 一 第3条に定める区域に住所を有しなくなった場合 二 本人により別に定める退会届が会長に提出された場合 2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。	
第3章 役 員 (役員) ※法第260条の5~8、11、12 第10条 本会に、次の役員を置く。	監事は、一人または複数人置くこと。

規約例	解說
(役員の選任) 第11条 役員は、総会において、賛助会員を除く会員の中から選任する。	
2 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員は、相互にこれを兼ねることはできない。	監事は、会務の執行を監査する役職上、他の役職と兼ねることを避ける必要がある。
(役員の職務) ※法第260条の12 第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。	
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。	
3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。	
4 その他の役員は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	「書記担当役員は、会務を記録する」など
- 本会の会計及び資産の状況を監査すること。 - 会長、副会長、会計及びその他の役員の業務執行の状況を監査するこ	
と。	
は、これを総会に報告すること。 四 前号の報告をするため必要があると認められるときは、総会の招集を 請求すること。	
(役員の任期) 第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、 その職務を行なわなければならない。	法律上特に任期の規定はない。
第4章 総 会	
(総会の種別) ※法第260条の2第3項第7号、13 第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。	通常総会は、少なくとも年1回は開催しなければならない。
(総会の構成) ※法第260条の13~14 第15条 総会は、会員をもって構成する。	監事は、臨時総会を招集することができる。
(総会の権能) ※法第260条の16	
第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。	※2項として、役員会への委任事項を定めてもよい。(「規約 改正、解散、財産の処分、予算・決算、事業計画・報告以外 の表決を役員会へ委任する」等)
(総会の開催) ※法第260条の13~14	
第17条 定期総会は、毎年度決算終了後 <u>3か月以内</u> に開催する。	法第260条の4により、「年度終了後3か月以内に財産目録を作成しなければならない」とあるため、年度終了後3か月
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。	以内に開催する必要がある。
一 会長が必要と認めたとき。 二 全会員の <u>5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった</u>	
とき。 三 第12条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったと き。	奪うことのないように留意する。
(総会の招集) ※法第260条の2第3項第7号、15、17	
第18条 総会は会長が招集する。 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から <u>15日</u> 以内に臨時総会を招集しなければならない。	
3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の、 <u>5日前</u> までに文書をもって通知しなければならない。	
(総会の議長) ※法第260条の2第3項第7号 第19条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。	
(総会の定足数)※法第260条の2第3項第7号 第20条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することが できない。	総会の定足数は、特に定められていないが、1/2が適切。 書面表決・委任による代理表決を行った会員も含める。

規約例	解 説
(総会の議決) ※法第260条の2第3項第7号 第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の <u>過</u> 半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 総会の議決は、第18条第3項の規定によりあらかじめ通知をした事項 のみ、決議をすることができる。	総会の議決数も、特に定められていない。特に重要な事項 は出席会員の2/3以上の賛成を要する等の規定も可。
 (会員の表決権) ※法第260条の18 第22条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。 2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、世帯単位で一箇の表決権とする。 一○○○○○○ 二 ×××××× 3 賛助会員は表決権を有しない。 	世帯単位での表決権を定める場合は、その項目を規約に明記する。 <u>規約変更・解散・財産の処分などの重要事項は世帯単位の表決が認められていない。</u> (例)事業計画・報告、予算・決算などを、世帯単位での表決とする。
(総会の書面表決等) ※法第260条の18 第23条 止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ 通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として 表決を委任することができる。 2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、そ の会員は出席したものとみなす。	
(総会の議事録) 第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 一 日時及び場所 二 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む) 三 開催目的、審議事項及び議決事項 四 議事の経過の概要及びその結果 五 議事録署名人選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。	が有効に成立・議決されたことの証明書類となる。
第5章 役員会 (役員会の構成) 第25条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。 (役員会の権能) 第26条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。 - 総会に付議すべき事項 二 総会の議決した事項の執行に関する事項 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項	役員会において実務上の執行に関する事項等を決定する。 監事は役員会の構成員にはなれない(表決権等を有しない)が、役員会に出席できることとするのは可能。
(役員会の招集等) 第27条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。 2 会長は、役員の <u>3分の1</u> 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から <u>10日以内</u> に役員会を招集しなければならない。 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも <u>5日前</u> までに通知しなければならない。	3分の1以上、10日以内、5日については変更可
(役員会の議長) 第28条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。 (役員会の定足数等) 第29条 役員会には、第20条(定足数)、第21条(議決)、第22条 (表決権)、第23条(書面表決)及び第24条(議事録)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。	

規約例	解説
#6章 資産及び会計 (資産の構成) ※法第260条の2第3項第8号、同260条の4 第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。	流動資産・固定資産を問わず全ての資産(負債は含まず) の構成等を定めておく必要がある。 財産目録は、設立時及び毎年(年度)初め3か月以内に作成すること。
(資産の管理) ※法第260条の2第3項第8号、同260条の4 第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。	
(資産の処分) 第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。	
(経費の支弁) 第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。	
(事業計画及び予算) 第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に 総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とす る。	
2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。	年度初めから総会開催日まで期間の円滑な執行運営のため、規定することが望ましい。
(事業報告及び決算) ※法第260条の4	
第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。	
(会計年度) 第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。	
第7章 規約の変更及び解散 (規約の変更) ※法第260条の3 第37条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、大田区長の認可を受けなければ変更することはできない。	規約例3/4は、1/2に変更可。
(解散) ※法第260条の21 第38条 本会は、次に掲げる事由によって解散する。 一 破産手続開始の決定 二 認可の取消し 三 総会の決議 四 構成員が欠けたこと 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の <u>4分の3</u> 以上の承諾を 得なければならない。	規約例3/4は、1/2に変更可。
(残余財産の処分) ※法第260条の31	
第39条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の <u>4分の3</u> 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。	規約例3/4は、1/2に変更可。 「本会と類似の目的を有する団体」には営利法人等を指定することはできない。
第8章 雑 則 (備付け台帳及び書類) ※法第260条の4	
第40条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。	
(委任) ※法第260条の16 第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、役員会 が別に定める。	

規約例(説明入り)

規約例	解説
第42条(個人情報の取扱い)	
本会が町会活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用する。	
附 則 1 この規約は、 年 月 日から施行する。	
2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第34条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。	
3 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年3月31日までとする。	